

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第46号	三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	<p>【関係法令】 介護保険法、介護保険法施行規則</p> <p>【改正趣旨】 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員に更新制度が導入されることについて、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 地域包括支援センターに配置する職員（主任介護支援専門員）について、地域包括ケアシステムの構築における介護支援専門員の人材育成や地域づくり等の多様な役割を担うための資質向上が必要なことから、介護保険法施行規則の改正により主任介護支援専門員に更新制度が導入される。これに伴い、当該条例中配置する職員に係る基準を定める規定について、その一部を改正しようとするもの。</p> <p>主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人 …① 介護支援専門員であって、介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの …② 当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>